（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　おおのけいたろうこうえんかい

1 政治団体の名称　大野敬太郎後援会

2 主たる事務所の所在地　香川県丸亀市土器町東１－１２９－２

3 代表者の氏名　（姓）内海　（名）武彦

4 会計責任者の氏名　（姓）堀見　（名）恵子

事務担当者の氏名
（姓）大谷　（名）まゆみ
（電話）03-3508-7132
（電話）
（電話）

受付
-8.6.25
香川県選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等	（姓）大野　（名）敬太郎
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,278,866
（前年からの繰越額）	176,826
（本年の収入額）	2,102,040
支　出　総　額	2,040,740
翌年への繰越額	238,126

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	600,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,500,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	2,100,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	2,100,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	2,040	
	合　　計	2,040	

（その７）

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1. 個人	
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）		職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	大野敬太郎	600,000	R7/10/10	香川県丸亀市	塩飽町23-1-305	国会議員	事務所の無償提供
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	600,000					
	その他の寄附	0					
	合計	600,000					

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
1	フォーラムＫ	500,000	R7/3/14	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1211号室	大野敬太郎	国会議員関係政治団体
2	フォーラムＫ	500,000	R7/4/18	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1211号室	大野敬太郎	国会議員関係政治団体
3	フォーラムＫ	500,000	R7/9/12	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1211号室	大野敬太郎	国会議員関係政治団体
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,500,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	1,500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	619,279	0	
(3) 備品・消耗品費	264,755	0	
(4) 事務所費	556,706	0	
小計	1,440,740	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	600,000	0	
小計	600,000	0	
合計	2,040,740		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電力代　1月分	18,920	R7/1/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
2	電気代　1月分	36,940	R7/1/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
3	電力代　2月分	13,403	R7/3/3	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
4	電気代　2月分	27,096	R7/3/3	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
5	電力代　3月分	14,240	R7/3/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
6	電気代　3月分	27,213	R7/3/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
7	電力代　4月分	11,125	R7/4/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
8	電気代　4月分	25,984	R7/4/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
9	電力代　5月分	11,324	R7/5/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
10	電気代　5月分	26,397	R7/5/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
11	NHK放送受信料	21,765	R7/6/26	日本放送協会	香川県高松市錦町1-12-7	
12	電力代　6月分	12,205	R7/6/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
13	電気代　6月分	27,755	R7/6/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
14	電力代　7月分	32,498	R7/7/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
15	電気代　7月分	48,275	R7/7/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
	この頁の小計	355,140				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	電力代　8月分	29,174	R7/8/29	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
17	電気代　8月分	34,845	R7/8/29	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
18	電力代　9月分	23,828	R7/9/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
19	電気代　9月分	25,542	R7/9/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
20	電力代　10月分	18,726	R7/10/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
21	電気代　10月分	31,164	R7/10/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
22	電力代　11月分	11,317	R7/12/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
23	電気代　11月分	21,401	R7/12/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
24	電力代　12月分	11,170	R7/12/26	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
25	電気代　12月分	21,726	R7/12/26	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
26						
	この頁の小計	228,893				
	その他の支出	35,246				
	合計	619,279				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	コピー機リース代	22,176	R7/2/4	リコーリース㈱	東京都港区東新橋1-5-2	
2	コピー機保守料	16,850	R7/2/21	㈱太陽堂	香川県丸亀市土居町2-770-11	
3	コピー機保守料	22,892	R7/3/21	㈱太陽堂	香川県丸亀市土居町2-770-11	
4	コピー機保守料	12,956	R7/4/18	㈱太陽堂	香川県丸亀市土居町2-770-11	
5	プリントートナーカートリッジ	33,800	R7/7/5	amazon.co.jp（トナーの専門店COPITTO)	東京都目黒区下目黒1-8-1ｱﾙｺﾀﾜｰｱﾈｯｸｽ（東京都板橋区南常盤台1-11-6)	ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞによる支払 R7.8.12ﾏｽﾀｰｶｰﾄﾞ
6	ノートンセキュリティ更新料	37,380	R7/7/13	NortonLifeLock Japan KK	東京都港区赤坂1-12-32ｱｰｸ森ﾋﾞﾙ12F	ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞによる支払 R7.8.12ﾏｽﾀｰｶｰﾄﾞ
7	コピー機保守料	12,607	R7/8/20	㈱太陽堂	香川県丸亀市土居町2-770-11	
8	プリントートナーカートリッジ	33,600	R7/12/22	amazon.co.jp（OAストア）	東京都目黒区下目黒1-8-1ｱﾙｺﾀﾜｰｱﾈｯｸｽ(埼玉県草加市栄町2-7-34)	ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞによる支払 R8.2.10ﾏｽﾀｰｶｰﾄﾞ
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	192,261				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電話代 1月分	10,715	R7/1/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
2	電話代 2月分	11,275	R7/2/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
3	電話代 3月分	10,843	R7/3/21	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
4	浄化槽管理費	12,000	R7/4/14	中讃浄化槽サービス	香川県仲多度郡琴平町榎井181-9	
5	固定資産税	62,000	R7/4/25	丸亀市税務課	香川県丸亀市大手町2-4-21	
6	固定資産税	116,800	R7/4/25	丸亀市税務課	香川県丸亀市大手町2-4-21	
7	電話代 5月分	10,685	R7/5/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
8	電話代 6月分	10,748	R7/6/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
9	電話代　7月分	11,173	R7/7/22	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
10	電話代　8月分	11,867	R7/8/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
11	電話代　9月分	10,376	R7/9/22	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
12	政治資金監査報酬	75,900	R7/10/6	登録政治資金監査人　秋山弘樹	香川県丸亀市新田町18-1	
13	電話代 10月分	10,803	R7/10/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
14	電話代 11月分	12,000	R7/11/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
15	OCNインターネット代 10月分、11月分	11,913	R7/12/1	NTTドコモビジネス㈱	東京都	
	この頁の小計	389,098				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	電話代 12月分	10,865	R7/12/22	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
17						
	この頁の小計	10,865				
	その他の支出	156,743				
	合計	556,706				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					金銭以外のものによる寄附相当分	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	金銭以外のものによる寄附相当分	600,000	R7/10/10	大野敬太郎	香川県丸亀市塩飽町23-1-305	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	600,000				
	その他の支出	0				
	合計	600,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	エ　取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	自動車	2,000,000	R5/10/20	1台
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　14日

政治団体の名称　大野敬太郎後援会

会計責任者の氏名　堀見　恵子

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和　8年　6月14日

大野敬太郎後援会
代表　内海武彦　殿

登録政治資金監査人　秋山弘樹
登録番号　第5632号
研修修了年月日　令和　元年11月20日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、大野敬太郎後援会の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を 報告することにある。

（4）この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断し、大野敬太郎後援会の主たる事務所（香川県丸亀市土器町東1-129-2）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

大野敬太郎後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、大野敬太郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以　上